法律第四十四号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正）

第一条　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに」を「（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに」に改める。

第四条中「のっとり」の下に「、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに」を加え、同条に次の各号を加える。

一　法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）

二　法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）

三　前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

四　次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ　法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

ロ　法律に関する実務の基礎的素養

第六条第二項第一号中「学校教育法第三条に規定する」を削り、同条第四項中「文部科学大臣」を「法務大臣及び文部科学大臣」に、「法務大臣に対し、協議を求める」を「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に関係する機関の意見を聴く」に改め、同条を第十三条とする。

第五条第一項中「教育課程、教員組織その他」及び「（以下単に「教育研究活動の状況」という。）」を削り、「これ」を「及び第四条に規定する大学の責務（これら」に改め、「同法第三条に規定する」を削り、同条第二項中「、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」を削り、「同法」を「学校教育法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（次項において単に「認証評価機関」という。）が行う認定法曹養成連携協定の目的となっている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（次項において単に「認証評価」という。）については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

第五条を第十二条とする。

第四条の次に次の七条を加える。

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力

二　当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況

三　当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況

四　当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況

五　その他文部科学省令で定める事項

（法曹養成連携協定の締結等）

第六条　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2　法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二　連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三　連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四　連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五　連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六　法曹養成連携協定の有効期間

七　法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八　その他必要な事項

3　文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一　連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二　連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三　法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四　前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4　文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

（法曹養成連携協定の変更）

第七条　連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。